

支援事業・制度の概要

分野	⑧学術・文化・スポーツ
活用する場面	VI「地域づくりの事業や活動について資金助成を受けたい」場面
事業・制度の名称	文化財保存顕彰事業費補助金
趣旨	県指定文化財の所有者等が行う保存、伝承、修理及び周知活用のための事業に要する経費の一部を助成します。
実施主体	県指定文化財の所有者等
支援対象事業	県指定文化財の所有者等が行う保存、伝承、修理及び周知活用のための事業
採択要件、補助要件	県指定文化財の所有者等が行う保存、伝承、修理及び周知活用のための事業
補助率、補助限度額等	補助対象経費に次の割合を乗じて得た額の合計額を限度とする。 1,000万円以下の額 1/3 1,000万円を超え2,000万円以下 1/6 2,000万円を超え2,500万円以下 1/10 2,500万円を超える額 1/15
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	県指定文化財の所在する市町の文化財保存事業計画により、事業実施年度当初に補助対象事業を決定
最近の実績	平成23年度 5件 史跡「松平定行の霊廟」(松山市)の本殿屋根葺替、天然記念物「湿地植物」(今治市)の環境整備、史跡「荏原城跡」(松山市)の環境整備 等
県の担当窓口	文化財保護課 文化財保護係 TEL 089-912-2976 FAX 089-912-2974 E-mail:bunkazaihogo@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	_____
関係URL	_____